

令和4年 第15回教育委員会 会議録

日 時	令和4年12月23日（金） 午前9時00分～午前11時00分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	永野教育長、松本委員、流石委員、中野委員、畠山委員
事務局	教育部長、副部長兼学校教育課担当課長、学校教育課長、学校教育課主幹兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、生涯学習課長、教育総務課長、文化財調査事務所長、図書館長、文化資料館担当課長、中央公民館長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第14回会議録の承認について諮る。  (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「向日市議会令和4年第4回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」報告願う。
事務局	向日市議会令和4年第4回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について—  (資料に沿って概要を説明)
委員	<b>【質疑等】</b>  プール授業について、実際の状況を見ていると、5月以降は梅雨の時期とも重なり、実施できないことも多く、年によっては2、3回入れるかどうかということもある。 水着の用意なども必要で、保護者からプール授業は必要あるのかという意見も聞いたりする。 外部プールを使えば天候的な問題は解消されると思うが、移動手段の問題等もあるため、そもそもプール授業が本当に必要なのかということも検討するべきと考える。 また、水泳については、授業時間だけで、果たしてどこまで水泳の技術が身につくのかという疑問の声を聞くこともある。

事務局	<p>以前は夏休みに3日程の補習があったが、そういう機会や成果があるのであれば意味があると思うが、そのあたりも含めて実際の要望等を加味しながら検討していただきたい。</p> <p>教育支援センターの件については、一つの施設で運営することが望ましいという答弁であったが、実際には各学校への巡回や、相談窓口が学校にあることで、保護者の利便性が高まっていると思える。</p> <p>現在利用されている方の要望等はどうなっているのか、もし把握していればお聞かせいただきたい。</p> <p>前提として、水泳の授業については小中学校の体育実技の学習指導要領に示されている。</p> <p>その中で、本市にも例があるが、プール施設がない場合は必要事項のみを指導するとして、技術については教えなくてもよいと明記されている。</p> <p>しかし、水泳授業の目的は泳げるようになるためだけではない。</p> <p>発達段階に応じて、安全にプール施設を活用できるというところから始まり、自分が水の事故に遭ったときに、突然自分が服を着たままで水の中に入った場合に、どうすれば自分の体が浮くのかということを感じ、どうすれば自分の命を守れるかということを学ぶ、そういう授業も行っている。</p> <p>様々な目的があるため、ご意見をいただいたことを踏まえ、教育の目的、水泳授業の目的について振り返りながら、老朽化した施設をどのように活用していくのかということも併せて、検討していきたい。</p> <p>教育支援センターの窓口については、以前から教育相談事業の中で、臨床心理士との電話相談や来校しての相談等、様々な窓口を設けている。</p> <p>京都府教育委員会からスクールカウンセラーが巡回も含めて全校に配置をされており、保護者のニーズにも対応できるという利点がある。</p> <p>窓口が複数あることで、学校には行きにくい市役所になら相談できるというニーズにも、直接学校に行ってスクールカウンセラーと相談したいというニーズにも応えられると思っている。</p> <p>学校に配置されているカウンセラーについては、何週間か先まで予約が入る程のニーズがあり、本市の臨床心理士についても2か月先まで予約で埋まるという状況である。</p>
教育長	<p>教育支援センターの教育相談は、やはりいろいろなチャンネルを用意しておくことが重要なのではないかと思っている。</p> <p>また、教育支援センターは、文部科学省が指針を作っており、学校にもひまわり広場にも来られない児童・生徒を対象に、こちらから出向くようにということまで示されている。</p> <p>それからすると、教育支援センターにスタッフを置き、学校にはスクー</p>

	<p>ルカウンセラーを配置するという、重層的なシステムを目指しており、難しいが理想かと思っている。</p> <p>プールについては、全国的にもどこの自治体でも課題となっている。すでにスイミングスクールを使っている自治体もあるが、外に出て行くとなると、移動時間や移動手段等の問題がある。</p> <p>向日市の場合、そもそもバスが入らない学校もあるため、具体的にどのような形であれば実行できるのかということも十分に検討しないといけない。</p> <p>一方でプール施設が老朽化しており、改築に要する費用が1ヶ所あたり1億数千万円かかるため、それを6校全てで行うとなると負担が大きい。校舎の方を優先したいので、プールにまで手がつけられるかどうかとなる。</p> <p>授業を民間に委託したときにかかる経費と、改築したときの経費を比較しながら検討することになる。</p> <p>酷暑の際にはほとんどプールを使わない年もあったため、「水着を準備したにも関わらず使わないとは何か」という保護者の意見もわかるため、一筋縄ではいかないと思われる。</p>
委員	<p>小学校の夏休みにおけるプール利用も無くなっており、使用時間はわずかになっている。</p>
教育長	<p>1年の内、授業が計画されているのは、通常10時間程度である。</p>
委員	<p>今、多くの子どもがプール教室に通われている。</p> <p>子どもの習い事は、一番多いのがプールで、次に英語と聞いている。</p> <p>今は違うかもしれないが、以前は年に2～3回しかない学校のプール授業の中で、25メートルを泳げるかななどのテストがあったが、泳げない生徒に対してのケアがあまりなかった。</p> <p>プール授業のために水泳教室に通うというというのは本末転倒であり、それはしんどいかと思う。</p> <p>泳げるようになるためではなく、事故を防ぐことを主な目的とするのであれば、授業として、とても良いと思う。</p>
事務局	<p>水泳授業において評価の基準を25メートル泳ぐこととして、それを達成することで標準という評価をするならば、それに対しての支援を学校はすべきであると思う。</p> <p>そこが不十分であるならば、修正するべき点かと思う。</p>
教育長	<p>保護者の考えも踏まえる必要がある。</p>

委員	<p>校内フリースクールについて、福知山市でフリースクールが校内に置かれたことによって、どういう成果が上がっているのか、教えていただきたい。</p> <p>ヤングケアラーについて、一例として神戸市では他都市に先駆けて、ヤングケアラーのための部署をきちんと設けていたが、その部署では、一般的には子どもに視点が行きがちで、家族単位で問題を捉える視点で運営されており、非常に魅力的だと感じた。</p> <p>そのあたりも含めて、向日市ではどのような形で対応を充実させていこうと考えているのか、お聞きしたい。</p>
教育長	<p>まずは校内フリースクールについて。</p>
事務局	<p>校内フリースクールが設置されている小学校の校長からは、子どもたちは教室に戻ることを目標とするのではなく、それぞれの気持ちを大事にし、それぞれに合った活動を行うことが基本だと聞いている。</p> <p>学校の中にあるというのが大きな特徴で、全ての教職員がその子に関わり支援していけるところが、校内フリースクールの良いところだとも聞いている。</p> <p>課題としては、教員に教室に戻せたいという気持ちが芽生えてしまい、切替えが難しい点と、担当教員の人材確保がある。</p>
教育長	<p>次に、ヤングケアラーについて。</p>
事務局	<p>ここ数年、支援対象として大きく認識されるようになってきた。</p> <p>ヤングケアラーは、本来は大人がしなければいけない家事や子どもの世話等を子どもがすることによって、子どもたちの本来有すべき活動がままならない状況に陥ることをいうが、疑いがある件数は把握している。</p> <p>教職員は第一発見者になる確率が高いため、研修を全ての学校で行った。</p> <p>この研修で、どの教職員もヤングケアラーと教職員に期待されている役割について認識した段階にあると考えており、学校の役割、福祉部の役割、保護者等の役割等、様々な分担をしながら支援をしていきたい。</p> <p>調査についても、今回の質問にもあったが、早期発見のために検討していきたい。</p> <p>先に府下の2つの市町村で福祉部が学校に依頼をして調査をされたことがある。</p> <p>その結果、ヤングケアラーであろうと思われる子たちには、遅刻、欠席、授業中の居眠りなどが顕著に表れることがわかった。</p>

委員	<p>今後調査を実施する際には、項目として入れていくことを検討したい。</p> <p>早期発見にあたり教員の役割が大きいとわれるが、抱え込み過ぎる教員がいることが懸念される。</p> <p>教員は早期発見の役割で、スクールソーシャルワーカーや教育委員会を含めた行政側が連携し、繋げていくということが大切だと思われる。</p> <p>教育長の発言にあったように、アウトリーチが課題となっているが、現場の対応だけでも大変な中、家庭の問題まで教員が解決することは難しい。</p> <p>そのため、ルートや連携を最低限作っておくことが必要である。</p>
教育長	<p>向日市でも、市民サービス部がヤングケアラーの対応に動いている。</p>
事務局	<p>子どもが家事を担っているという状況を把握している家庭については、数年以上前から把握しており、福祉部局でも支援を講じている。</p> <p>要保護児童対策地域協議会に上っている子どもについて、実務者会議や緊急のケース会議等で情報を共有しているため、それが可能となっている。</p> <p>また、今年開設された京都府のヤングケアラー総合支援センターを訪問し、市だけでの対応が困難な場合、国や府の施策を利用したい場合の担当窓口等を確認し、共有している。</p>
教育長	<p>神戸市のことにも言及されていたが、神戸市も福祉部局でも動いておられるということか。</p>
委員	<p>そのとおり。</p> <p>市の宣伝の意図もあるのか、神戸市は先進的にいろいろな取り組みを実施されている。</p>
委員	<p>校内フリースクールについて、昔からの保健室登校であれば行けるとい う生徒が多いと認識しており、良い取り組みだと感じた。</p>
委員	<p>ヤングケアラーに関する話であるが、コロナ禍により家庭訪問や懇談の機会が少ない中、普段の子どもの様子を毎日見ている教職員は傾向を把握できても家庭との連携が十分にとりにくい状況が実態かと思われるため、どのように取り組んでいけば良いのかも検討が必要である。</p>
事務局	<p>このコロナ禍の状況は、家庭訪問の意義を見つめ直す機会になった。 そのため、今年度から家庭訪問を再開した学校もある。</p>

委員	<p>その他に、授業参観やその後の懇談の機会等は一層検討が必要だと思われる。</p> <p>I C Tを活用した懇談や、教育部局以外で各家庭の状況を把握する方法等も含め、模索していきたい。</p> <p>健康診断の件について、裸ではなく、着衣のまま実施することは駄目なのか。</p> <p>もちろん健康状況をしっかり把握するためであるという見解は理解するが、児童・生徒のプライバシーにもう一步踏み込んで配慮すべきだと思われる。</p> <p>そういった点について、医師会とやり取りをしながらもう少し丁寧に対処していただきたい。</p>
事務局	<p>委員のご意見にあるように、プライバシーの保護が非常に大事な点になっている。</p> <p>実際に学校医の健診の際には、基本的には上半身脱衣で行っているが、バスタオルで隠す等の対応を行っているケースもある。</p> <p>いずれにしても、実際に行っているのは学校医であり、医師会とも情報の交換をしながら、他市の状況も踏まえて検討していくことが必要である。</p>
委員	<p>医師会の立場からすると、プライバシー云々よりも、異常の発見をするということが大事だと言う点は譲れないのではないか。</p> <p>例えば、民間での署名活動等よほど大きな動きでもない限りは、議論の余地はないのではないかと残念ながら思っている。</p>
委員	<p>就学援助制度の利用推進について、非常にいい形で検討されているので、保護者の方に対してどのような内容で、どのような支援をしていただけるのかを周知することが重要である。</p>
事務局	<p>来年度の就学援助制度のお知らせの文書について、新たに追加した点を説明する。</p> <p>援助の対象となる方について、まず経済的理由により就学が困難という方の所得の認定の基準や、モデルケースを記載している。</p> <p>生活保護法による保護の基準額は、住居の状況や世帯の人数、また世帯の年齢等によっても変わるため、目安として記載をさせていただいている。</p> <p>例えば3人家族、持ち家の場合、世帯所得が300万円までであれば、就学援助を受けられる可能性がある。</p>

教育長	<p>あくまでも目安なので、詳しくは、学校教育課にお気軽にご相談くださいと記載している。</p> <p>制度の周知について、1月6日にまずは新1年生に対し、就学通知とともにお知らせの配布を行う。</p> <p>その後、今現在就学援助を受けておられる保護者の方に対してお知らせの通知をした後、全保護者に対しても同様に通知をする予定である。</p> <p>市の広報やホームページにも掲載する。</p>
委員	<p>モデルケースは両親そろっている家庭だが、今、家庭状況が多様化している。</p> <p>ひとり親の半分以上の方が貧困状態にあり、制度の対象になっているのが現実かと思う。</p> <p>それらの方に伝わるような周知が必要である。</p>
事務局	<p>ひとり親世帯に対象者が多いことは認識している。</p> <p>どのような世帯をモデルケースとして書けば、市内の悩まれている方々にとってイメージが付きやすいのか、他市の状況も踏まえて検討している。</p> <p>御意見を踏まえて、次の年度は新たに検討していきたい。</p>
委員	<p>ひとり親だから絶対に貧困であるというのも偏見になるため、家庭状況が多様化している中でそういった世帯ものことも考えていることが伝われば良いと思った。</p>
教育長	<p>その認識を踏まえて考えていただきたい。</p>
委員	<p>ひとり親の場合は、要件9番の児童扶養手当の支給で対応できている方が多いと思われる。</p> <p>一方、世帯所得となると、給与所得者の場合給与のもらっている金額と、思われやすいので難しい。</p>
教育長	<p>正確に理解するには難しい部分もあるが、具体的な相談例を今後の周知に活かしていただきたい。</p>
委員	<p>補正予算について、燃料高騰の影響である意味仕方がないかと思うが、脱炭素や省エネという部分も含めて、エネルギー問題を意識して改修等を行っていただき、子どもたちへの環境教育にも十分生かしていただきたい。</p>

事務局	<p>小学校3年生の社会科の授業で、ふるさと学習の一環として市役所新庁舎の社会見学をしており、対応されている。</p> <p>環境教育の充実も、これから環境政策課と連携して進めていきたい。</p>
教育長	<p>次に、「令和5年 向日市はたちの集いについて」報告を願う。</p>
事務局	<p>—令和5年 向日市はたちの集いについて—</p> <p>民法改正により本年4月から、成人年齢が20歳から18歳へと引き下げられたが、本市においてはこれまで通り、はたちの方を対象に集いを開催する。</p> <p>日程は1月9日で、受け付け開始が9時半、開会を10時半からで予定している。</p> <p>去年までは二部制でイオンシネマを会場にしていたが、今回は一部制で永守重信市民会館を会場に開催する。</p> <p>対象者は546名であり、最も参加率の高かった昨年の77%で試算すると420名になり、会場のキャパシティが476名なので、一部制で開催できると考えている。</p> <p>内容については、開会宣言の後、市長式辞があり、祝電披露、誓いの言葉に続き、アトラクションとして思い出のスライドショーを行う。</p> <p>一部制で開催するというのは人数の関係だけでなく、多くの同級生と会える場所にしたいとの理由もある。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
教育長	<p>すでに日程については、お知らせしていたかと思うが、式典のほうは永守重信市民会館を会場として、オープン前に使わせていただくことになる。</p> <p>次に、「向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱の改正について」報告を願う。</p>
事務局	<p>—向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱の改正について—</p> <p>「医療的ケア児及びその他家族に対する支援に関する法律」の制定に伴い、医療的ケアを必要とする児童も事業の対象とするため、向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱の一部を改正する。</p> <p>改正内容としては、医療行為を必要とする児童について、今までは留守家庭児童会に入れなかった要件だったが、新しい法律では放課後児童健全育成事業を行うものは、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を、利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する</p>

	<p>となった。</p> <p>また、育成事業を行うものは、放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が、適切な医療ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置、その他必要な措置を講じるものとされている。</p> <p>よって、要綱の第5条の3を削除する。</p> <p>さらに、4条の3番に母親の病気入院、出産、または家族の看護のためとあるのを、両親のいずれかが入院、病気入院、通院もしくは家族の介護看護、または母親の出産、というふうに改める。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	<p>対象になる方はいるのか。</p> <p>いる場合、どの程度の医療行為が実際に必要なのか。</p> <p>また、人的確保を含めて、準備はどのようになっているか。</p>
事務局	<p>現在、留守家庭児童会には対象者がいない。</p> <p>しかし、来年度、導尿が必要な方が入会を希望されており、相談を受けている。</p> <p>また、看護師等の配置については、事業所への業務委託も含めて検討している最中である。</p>
教育長	<p>当然、学校と一体になって準備を進めないといけないため、保護者との話し合いも進めている。</p> <p>看護師の配置や、ケアを行うスペースの確保などの施設面も含め、状況に応じて対応する必要がある。</p> <p>次に、「向日市教育150年記念学校店関連事業の実施結果について」報告願う。</p>
事務局	<p>一向日市教育150年記念学校店関連事業の実施結果について—</p> <p>文化資料館において、12月18日まで開催していた向日市教育150年記念学校展とその関連事業の実施結果について概要をご報告する。</p> <p>まず、日曜談話会を11月27日に開催した。</p> <p>明治から昭和戦前期、小学校の卒業後に進学しない青年の再教育の場として設けられていた夜学場と実業補習学校をテーマに開催し、談話会終了後には、学校展の展示解説も行った。</p> <p>また、「昭和9年の室戸台風と京都市内・乙訓地域の学校の被害について」というテーマで、12月11日に記念講演会を開催した。</p> <p>最後に、学校展最終日である12月18日に校歌を唄おうコンサートを開催した。</p>

	<p>こちらは、向日市内の小中高校の校歌や応援歌を歌うという催しで、向陽高校合唱部の皆さんも出演いただき、校歌のほか、アンコールとしてS E K A I N O O W A R I の「眠り姫」とゴダイゴの「銀河鉄道999」を披露していただいた。</p> <p>最後は会場全体で「ふるさと」を合唱して終了し、終始温かい雰囲気コンサートの学校展を締めくくることができた。</p> <p>この向日市教育150年記念学校展については、期間中、1,324名の方にご来場いただき、大変多くの方にご来場いただくことができたと考えている。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	<p>校歌を唄おうコンサートについて、文化資料館には小さいピアノしかなかったと記憶しているが、それを使われたのか。</p>
事務局	<p>小さいピアノは66鍵で音域が狭く今回は使いにくいということになり、出演者の中から持ち込まれた88鍵ある電子ピアノを使用した。</p>
教育長	<p>次に、「第21回小中学生読書感想文コンクールについて」報告を願う。</p>
事務局	<p>—第21回 小中学生読書感想文コンクールについて—</p> <p>このコンクールは平成12年度から図書館が主催で実施しているもので、本年度で21回目の開催となる。</p> <p>今回は168作品の応募をいただき、内訳は、小学校の低学年が37作品、中学年が38作品、高学年が42作品、中学生が51作品の168作品であった。</p> <p>一次選出と、外部の審査員を含む二次選出を経て、合計30作品を入賞とした。</p> <p>そのうち、市長賞と教育長賞と図書館長賞の12名に対し、12月24日に、文化資料館の二階の研修室において表彰式を実施する。</p> <p>表彰式では、市長、教育長、図書館長による表彰の後、審査委員長から作品の講評を行う予定である。</p> <p>また入賞作品は作品集にして、令和5年2月に発行する予定である。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
教育長	<p>向日市立学校からだけでなく、洛南高等学校附属小学校からも応募され、大きい賞を6個取っておられる。</p> <p>以前は作品の朗読もあったと記憶しているが、コロナ禍で中止になって</p>

事務局	<p>いる。</p> <p>市長賞は朗読をしていただいていたが、一昨年からコロナ対策もあってとりやめている。</p>
教育長	<p>次に、「第11回 子ども読書本のしおりコンテストについて」報告を願う。</p>
事務局	<p>—第11回 子ども読書本のしおりコンテストについて—</p> <p>京都府教育委員会・京都府図書館等連絡協議会の両主催で、子どもが読書に親しみ、特に感銘を受けた本や印象に残った場面を葉に表現することで、想像力や表現力を高め生涯にわたって読書に親しむ習慣を身につけることを目的としたコンテストである。</p> <p>6,300点を超える応募の中で、優秀賞に第2向陽小学校6年生の小村さんと、第2向陽小学校3年生の野々口さんが入賞した。</p> <p>また、佳作に、第2向陽小学校の2年生から6年生までの13名が入賞している。</p> <p>12月17日から25日まで向日市立図書館で、本市の入賞作品15点を含む123点が展示されている。</p>
教育長	<p>続けて、「第44回 少年の主張京都府大会結果について」報告願う。</p>
事務局	<p>—第44回 少年の主張 京都府大会結果について—</p> <p>公益社団法人京都府青少年育成協会の主催事業で、次代を担う子どもたちには、社会的に自立していける健やかな成長が求められており、少年の主張として作文を書くことにより、広い視野と柔軟な発想や創造性などとともに、物事を論理的に考える力や自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などをつけることを目的として開催している。</p> <p>本年度は、京都府PTA協議会会長賞に勝山中学校3年生の武田さんが、京都府青少年育成協会会長奨励賞に西ノ岡中学校3年生の石田さん、北畑さんが入賞している。</p> <p>この3名については、令和4年9月23日に本願寺聞法会館にて主張を発表している。</p> <p>なお、佳作に勝山中学校3名、西ノ岡中学校1名、寺戸中学校1名の5名が入賞した。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	<p>読書本のしおりコンテストに入賞しているのは、第2向陽小学校の児童</p>

事務局	<p>ばかりだが、理由があるのか。</p> <p>第2 向陽小学校では、夏休みの課題として、学校として材料の画用紙を配っており、多くの児童が参加できるよう、学校として申込みを一括してされている。</p> <p>ほかの小中学校についても、同様に周知はしているところだが、様々なコンテストが多岐に渡ってあるため、その一つとして取り組んでいると把握している。</p>
教育長	<p>本当はもっと広がってほしいが、様々なコンテストがあるため、学校としてどれに取り組むかということもある。</p> <p>読書本のしおりコンテストは、巡回展示を行うのか。</p>
事務局	<p>そのとおり。</p> <p>府立図書館等にも9月など早い段階で展示がされている。</p> <p>府内各地の図書館で巡回展示があり、本市では例年読書感想文の表彰式等に合わせて設定している。</p>
教育長	<p>展示しているが、名前の表記が小さ過ぎて分かりにくい。</p>
事務局	<p>京都府の方で作成しているため、意見として伝えておく。</p>
教育長	<p>次に、12月は人権月間ということで、人権に関わる報告を2つ続けていただきたい。</p> <p>「令和4年度 全国中学生人権作文コンテスト京都大会について」と「令和4年度 人権擁護啓発ポスターコンクールについて」報告願う。</p>
事務局	<p>—令和4年度 全国中学生人権作文コンテスト京都大会について—</p> <p>法務省全国人権擁護委員連合会の主催で、中学生が人権問題について作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を見つけること、及び入賞作品を国民に周知することによって、広く一般に人権尊重思想に根付かせることを目的として、開催された大会である。</p> <p>上位入賞者として、KBS京都賞に勝山中学校2年生の小早川さんが入賞している。</p>
事務局	<p>—令和4年度 人権擁護啓発ポスターコンクールについて—</p> <p>京都府人権啓発推進会議の主催で、人権をテーマにポスターの制作を通じて基本的な人権に関する一層の理解を深め、人権尊重の精神を養う機会と</p>

教育長	<p>する趣旨で開催した。</p> <p>本年度、優秀賞に第2向陽小5年生の瀧尻さんが入賞した。</p> <p>また、佳作に小中学生合わせて8名が入賞した。</p> <p>なお、入賞作品については、令和4年11月末に開催された京都ヒューマンフェスタ2022において展示された。</p> <p>次に、「向日市市制施行50周年、向日市教育150年記念事業絵画コンクールについて」報告願う。</p>
事務局	<p>―向日市市制施行50周年・向日市教育150年記念事業絵画コンクールについて―</p> <p>本事業は、市立小中学校に在学する児童生徒及び市内在住の小中学生を対象に、向日市の好きなところをテーマとした絵画コンクールを実施し、383点の作品が寄せられた。</p> <p>受賞の状況について、市長賞が各部門1点、教育長賞が各部門1点、優秀賞は各部門3点、入選15点の合計25点。</p> <p>入選以上の作品25点については、旧上田家住宅にて、令和5年2月21日から令和5年3月5日の期間に展示を予定している。</p> <p>表彰式については、令和4年12月27日午後3時から、市役所本館応接室で、市長賞、教育長賞部門の受賞者を対象に執り行う予定としている。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
教育長	<p>絵画のモデルとなった場所について解説していただきたい。</p>
事務局	<p>小学生の部、市長賞については、上植野町の第5向陽小学校付近から新幹線を見たときに走っているドクターイエローである。</p> <p>続いて、小学生の部、教育長賞については、JR向日町駅と阪急東向日駅の間地点、寺戸町の深田川橋公園。</p> <p>中学生の部、市長賞は、市民温水プールの近く、東院公園にある鬼瓦のモニュメント。</p> <p>中学生の部、教育長賞については、小畑川付近から上植野町を見た風景である。</p>
教育長	<p>京都府立聾学校からなど、広く応募いただいていた。</p> <p>次に、「令和5年度通学区域の弾力化制度実施結果について」報告願う。</p>
事務局	<p>―令和5年度 通学区域の弾力化制度実施結果について―</p> <p>制度の概要について、小学校では、入学したい学校を自由に選択できる</p>

	<p>希望校制度、中学校では、調整区域制度、部活動制度と、希望校制度の3つの制度を受け付けている。</p> <p>第4向陽小学校においては、令和5年度入学の新1年生から、当面の間、希望校制度による受入を一時停止している。</p> <p>申請状況について、小学校においては、就学予定者数567名に対して、異動希望数56名。</p> <p>その後、申請の取り下げは無く、最終的に小学校は、移動希望者数56名、移動率9.9%。</p> <p>内訳としては、向陽小学校への異動希望者が第5向陽小学校から11名、第6向陽小学校から9名、第3向陽小学校から7名の計27名。また、第2向陽小学校への異動希望者が第6向陽小学校から9名、第3向陽小学校から1名、第4向陽小学校から1名の計11名。</p> <p>向陽小学校及び第2向陽小学校へ異動希望されている方、そして、第5向陽小学校、第6向陽小学校から異動希望される方が顕著であった。</p> <p>中学校では、就学予定者数556名に対し、調整区域制度の異動希望者が18名、部活動制度での異動希望者が6名、希望校制度での異動者は20名の計44名で、移動率は約8%。</p> <p>このうち、部活動制度での異動希望者は、寺戸中学校のバトミントン部から5名、吹奏楽、マーチングバンド部から各1名。</p> <p>希望校制度20名中、12名は西ノ岡中学校から寺戸中学校への異動希望者であり、希望校制度申請者の半数近くを占めていた。</p> <p>なお、異動申請に伴う抽選は小中学校ともに無かった。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	今年度、すでに希望校制度で第4向陽小学校へ通っている児童の兄弟姉妹の、入学予定はあるか。
事務局	第4向陽小学校に在学している児童の弟妹の入学予定者は8名いる。
委員	向陽小学校への入学希望が多いように思うが、いつも通りか。
事務局	向陽小学校については、今回27名が希望されているが、ここ5年の平均は25名であり、突出して増えたという状況ではないと思われる。
教育長	次に、「令和5年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について」報告願う。
事務局	—令和5年度 向日市の教育（指導の重点）の改訂について—

	<p>方針案を報告させていただく。</p> <p>1 ページ目に本市の教育の全体の方針があり、2 ページ以降には学校教育の指導の重点を載せている。</p> <p>7 ページから社会教育の重点があり、最終ページには組織図、そして裏表紙に向日市の史跡等という構成になっている。</p> <p>方針については、国の第3期教育振興基本計画を参酌するとともに、第2期京都府教育振興プラン等を踏まえ、「令和5年度向日市の教育」を策定したいと思っている。</p> <p>なお、作成に当たっては、「第2次ふるさと向日市創生計画」及び「向日市教育大綱」を踏まえる。</p> <p>スケジュールについては12月末から、3月末までを案として書かせていただいている。</p> <p>大きく三部構成で、教育委員会、事務局、学校等となっている。</p> <p>第15回教育委員会で改定方針を提案させていただいた為、本日報告させていただいている。</p> <p>並行して学校には、本年度の到達度を聴取しており、年明けすぐに事務局がその達成状況等を踏まえ、一次案の策定を行う。</p> <p>1月末の第1回教育委員会において、案について審議をお願いしたいと考えている。</p> <p>そこでいただいたご意見を踏まえ、二次案を策定し、2月の中旬に審議をお願いしたいと考えている。</p> <p>最終案は2月の下旬に提案し、承認をいただきたいと考えている。</p> <p>承認をいただき次第、原稿を作成し、印刷製本の後、学校には3月末に配布したいと考えている。</p> <p><b>【質疑等】</b></p> <p>教育長 昨年は大変時間をかけて作成していただいた。実質、次回から御意見をいただきたいと思う。</p> <p>教育長 閉会宣言</p>
--	--

# 令和4年第15回教育委員会

令和4年12月23日(金)

午前9時00分から

向日市役所 第10会議室

## 1 開 会

## 2 会議録の承認について

## 3 議 案

### 委員会諸報告

- ・向日市議会令和4年第4回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について
- ・令和5年向日市はたちの集いについて
- ・向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱の改正について
- ・向日市教育150年記念学校展関連事業の実施結果について
- ・第21回小中学生読書感想文コンクールについて
- ・第11回子ども読書本のしおりコンテストについて
- ・第44回「少年の主張」京都府大会結果について
- ・令和4年度全国中学生人権作文コンテスト京都大会について
- ・令和4年度人権擁護啓発ポスターコンクールについて
- ・向日市市制施行50周年・向日市教育150年記念事業 絵画コンクールについて
- ・令和5年度通学区域の弾力化制度実施結果について
- ・令和5年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について

## 4 閉 会

向日市議会令和4年第4回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

令和4年12月23日  
教育総務課

令和4年12月6日から8日までに開催された、向日市議会令和4年第4回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(MUKOクラブ 太田 秀明) 健康増進センターと市民プールについて 水泳教育での市民温水プールの活用について</p>	<p>【教育長答弁】</p> <p>本市の学校プールについては、老朽化対応のため、平成22年度から平成30年度にかけて、小学校4校で「プール槽の防水工事」を実施し、昨年度は、西ノ岡中学校において、プール槽の防水及びプールサイドの大規模な修繕を実施したところである。</p> <p>プールに付属する機械設備等についても、学校プールがある全ての小中学校において、ろ過装置、排水ポンプ、トイレ、シャワー設備の器具の修繕、及び給排水管からの漏水修繕等を実施しており、例年6月から約1ヶ月間のプール使用に支障が無いよう、維持管理に努めているところである。</p> <p>また、小中学校校舎等の施設については、経年による老朽化の進行や機能低下が多く見られることから、財政負担の平準化とライフサイクルコストの縮減等を目的に、令和2年度に向日市小中学校個別計画を策定したところであるが、小学校プールについては、今後、設備を含めた大規模な改修を必要としていることから、別途、学校プールのあり方を検討することとしたところである。</p> <p>現在、教育部内において、関係課長等7名で構成するプロジェクトチームを設置し、学校プールの大規模改修と学校外のプールの活用の両面から、調査研究を進めているところである。</p> <p>全国の小中学校においては、改修・管理コストの費用負担が大きいため、老朽化した学校プールを廃止し、水泳授業を公営プールや民間のスイミングスクール等で行う動きも広がっていることから、既にスイミングスクールでの授業を導入している他市の状況や、本市近隣の事業者の受け入れ状況等について調査を進めているところである。</p> <p>学校外の室内プールを利用することで、水泳授業が天候に左右されず計画的に実施できること、学校プールの管理が不要となり、設置費や維持管理費が削減されるなどのメリットがある一方、利用に要する費用、移動手段、移動時の安全確保、移動時間による授業時数の確保などの課題も見えてきたところである。</p> <p>このように、外部施設を使用する場合には、市民温水プールの利用も選択肢の一つになるものと考えているが、市民温水プールについ</p>

ては、現在、整備・運営をするために、民間を活用した手法なども含めて、検討されているところである。

教育委員会としては、水泳授業が可能な施設規模・スペースの有無、利用可能な期間や時間帯等の諸条件を踏まえた上で検討する必要があると考えている。

プール設備のない勝山中学校においては、水泳授業に代わる他の種目の体育授業がより充実しており、水泳授業が無い中学校で良かったと言う生徒もいると聞いている。

現在までのところ、勝山中学校から、水泳授業の実施についての要望等はないが、水泳授業を外部施設で実施する場合には、市民温水プールの活用も、選択肢の一つになるものと考えている。

教育委員会としては、プール設備のない勝山中学校を含め、小中学校全体のプールのあり方について、中長期的な視点をもって、総合的に検討する必要があると考えており、鋭意、調査研究を進めてまいる。

(令和新政クラブ  
小野 哲)  
公共施設の整備について

史跡乙訓古墳群保存活用  
計画(仮称)の策定状況に  
ついて

【部長答弁】

乙訓古墳群は桂川右岸の乙訓2市1町及び京都市に所在する古墳時代初頭から終末期、3世紀から7世紀までに築造された13基の古墳で構成されている。

限られた一つの地域に継続して古墳が築造された事例は、日本国内においても稀であるため、文化財保護法に基づき、平成28年3月に史跡に指定されたところである。

維持管理状況については、向日市内に所在する5基の古墳は、これまでから定期的な巡視、除草や竹の伐採等維持管理とともに史跡巡りや公開などの活用を図っているところである。

なお、五塚原古墳、寺戸大塚古墳、南条古墳及び物集女車塚古墳については教育部が、元稲荷古墳については史跡指定前から都市公園であるため建設部が、維持管理に努めているところである。

関係者との協議内容については、古墳群が所在する乙訓2市1町及び京都市において、古墳群全体で一つの保存活用計画を策定した上で、古墳ごとの個別の整備方針を定めることとなる。

令和2年度から乙訓2市1町の文化財担当課で構成する「乙訓文化財事務連絡協議会」で協議を始め、昨年度は、令和3年12月7日に京都市及び京都府の文化財担当課を加えた会議を開催し、保存活用計画策定に係る方向性について検討を開始したところである。

現在、関係機関と個別協議は行っているが、昨今のコロナ禍により、関係者全体での協議、先進事例の視察等については進んでいない状況である。

すべての関係機関において、保存計画策定の重要性を認識しているものの、各古墳の公有化や整備活用の有無など、ありようが異なることから、一つの保存活用計画を策定するのは非常に時間を要するところである。

<p>(再質問)</p> <p>史跡乙訓古墳群保存活用計画(仮称)の具体的なスケジュールについて伺う。</p> <p>(日本共産党議員団 常磐 ゆかり)</p> <p>多様な子どもの育ちを支える支援について 校内フリースクールについて</p> <p>民間フリースクールに</p>	<p>このため、保存活用計画の策定期、整備工事等明確なスケジュールは示せる段階ではないが、乙訓古墳群は本市の貴重な文化遺産であり、今後とも全国に誇れる魅力ある歴史的価値に加え、自然豊かな周辺景観も含めた整備と活用が図れるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>【市長答弁】</p> <p>いまだ五塚原古墳などは全容を解明するための発掘調査も完了していない段階である。</p> <p>保存活用計画などは遺跡の全容が解明されて策定できるものと考えている。</p> <p>また、これらの計画には、文化庁の支援や補助金が欠くことができず、毎年、文化庁に補助金等の増額を要望しているものの、少ない予算の中で認められていないところもある。</p> <p>このため、これらの計画は、5年10年の長いスパンで考えていく必要がある。</p> <p>【教育長答弁】</p> <p>不登校児童生徒への支援については、文部科学省から令和元年10月に不登校児童生徒への支援の在り方についての通知が発出されており、同通知の中で、学校教育の意義や役割として、「児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう本人の希望を尊重した上で、場合によっては教育支援センターやICTを活用した学習支援、フリースクールなど様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行うこと」とされている。</p> <p>教育委員会としても、不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所としてのフリースクール等民間施設と学校が連携し、相互に協力・補完し合うことは、不登校児童生徒の多様な状況に対応した、きめ細やかな支援を行う上で重要であると考えている。</p> <p>また、「校内フリースクール」については、京都府教育委員会においても、令和2年度から、福知山市内の小学校1校において、校内フリースクールのモデル事業を実施されている。</p> <p>同校では、3年間の実践を通して、延べ21名の児童が教室を利用し、学校を介して少しずつ自信をつけ、他者と関わりをもち、登校しにくい児童が、エネルギーをため、社会的な自立につながる見通しを持たせる居場所として定着していると伺っている。</p> <p>本市においても、「ひまわり広場」に加え、こうした校内フリースクールの設置は、不登校児童生徒にとって、安心して過ごせる新たな居場所になり得ると考えており、福知山市をはじめ、他の自治体の取組について、情報収集しているところである。</p> <p>設置に向けては、施設面や指導に当たる人材確保の問題、支援の在り方など整理すべき課題があるので、校長会と連携しながら、研究してまいりたい。</p> <p>現在の利用者についてのおたずねであるが、教育委員会では年度</p>
---	---

<p>ついて</p>	<p>ごとの人数を把握しているので、令和3年度の数値を申し上げる。</p> <p>フリースクール等民間施設の利用者は、小学生3名、中学生4名の計7名であった。</p> <p>本市においては、フリースクール等民間施設の情報収集に努めているところだが、近隣市町で新たにフリースクール等民間施設が設立されている動きもある。</p> <p>民間フリースクールへの運営補助金、保護者の負担軽減、児童生徒・保護者への案内や紹介などについては、さらに詳細に状況を把握する必要があると考えており、今後、施設訪問を含め、スタッフの人数、資格者の有無、連携している外部の機関、会費等の経費、入所児童生徒に対する指導状況など情報の収集に努めてまいる。</p>
<p>相談窓口について</p>	<p>現在、教育委員会において、開庁日による電話相談とともに、週2回の来所相談を行っており、臨床心理士や指導主事が保護者の方々の悩みを聞き、気持ちに寄り添い、アドバイスするなどの支援を行っている。</p> <p>また、京都府教育委員会から、中学校3校及び小学校1校に週1回のスクールカウンセラーの配置を受けるとともに、市教育委員会に1名のスクールカウンセラーの配置を受けており、配置のない小学校5校への巡回派遣を行っている。</p> <p>昨年度から、コロナ禍における児童生徒等の心のケアを強化するため、スクールカウンセラーの、巡回派遣の時間数が拡充されたので、小学校における活用が進みつつあり、一層の充実を図るためにも、京都府教育委員会に、スクールカウンセラーの拡充を要望しているところである。</p>
<p>教育支援センターの設置について</p>	<p>本市は、独立した施設は有していないが、従来、通室希望者だけの支援を行ってきた適応指導教室の役割だけでなく、通室を希望しない児童生徒への支援に当たるため、現在、教育部学校教育課の担当指導主事3名が中心となり、臨床心理士や作業療法士等の専門スタッフを含め、教育支援センターと位置づけ、ひまわり広場の運営とともに、不登校などの対応に悩まれている保護者等への教育相談の他、教員向けには学期ごとに専門スタッフを各学校へ派遣し、巡回相談を行っている。</p> <p>さらには、不登校傾向や授業に入りにくい児童生徒への支援のために、状況に応じて臨床心理を学ぶ大学院生を心の相談サポーターとして小中学校へ派遣するなど、学校での不登校児童生徒や保護者への支援の充実を図っている。</p> <p>教育支援センターについては、1つの施設の中で運営することが望ましいと考えるが、本市の現状から極めて難しい状況にあり、将来的な検討課題であると考えている。</p>
<p>ヤングケアラーへの支援について ヤングケアラーの調査</p>	<p>【教育長答弁】</p> <p>「教職員への研修について」と「他部署との連携について」だが、厚生労働省及び文部科学省の連携プロジェクトチームが作成したヤ</p>

について  
教職員への研修について  
他部署との連携について

ングケアラーに関する報告書において、教職員へのヤングケアラーの周知は十分ではないと述べられていることから、本市の小中学校の教職員がヤングケアラーに対する認識を深めるため、本年度から教育委員会に配置のスクールソーシャルワーカーを研修講師として、全小中学校の教職員を対象に研修会を実施したところである。

教職員は、各学校の研修会を通して、ヤングケアラーの実態について理解を深めるとともに、日常生活において、子どもからのSOSはもとより、SOSを出せない子どもの些細な変化に気付き、校内で情報共有することの必要性を再確認したところである。

また、ヤングケアラーへの支援に向け、家族の状況やその中の子どもの役割や様子だけでなく、子ども自身がこの状況をどう考え、今後どうしていきたいのかなど、子どもの思いや希望を把握することが重要であること、併せて子どもやその家族への支援は、家庭内のデリケートな問題に関わるなど困難な場合が多く、学校の教員だけが抱え込みすぎないように、スクールソーシャルワーカーや本市の子ども家庭課などの関係機関と連携し、必要な支援につなげる役割が期待されていることについて、認識を共有したところである。

「ヤングケアラーの調査について」だが、ヤングケアラーは支援が必要であっても表面化しにくい特徴があり、ヤングケアラーや周囲の大人が世話を当たり前のことであると認識し、過度な負担により、子どもの日常生活や学業等に影響が出ていることに気がつかず、必要な支援につながらない場合があると言われている。

教育委員会としては、ヤングケアラーに特化した一律の調査は実施していないが、本年度実施した教職員研修を踏まえ、各小中学校においては、学期に1回実施している児童生徒の個人面談を通じて、ヤングケアラーの視点を持って、学校生活だけでなく各家庭での過ごし方についても丁寧に聞き取りを行っており、また、日々の欠席や遅刻の状況、授業中の様子など、きめ細かく把握しながら、ヤングケアラーの早期発見に努めているところである。

京都府との連携について

「京都府との連携について」だが、本年10月末に、教育委員会の担当指導主事が、京都府ヤングケアラー総合支援センターを訪問し、センターの業務内容や支援状況について担当者から説明を受けるとともに、今後、本市との連携の在り方や窓口となる担当者の確認を行ってきたところである。

また、これまでに本市においてヤングケアラーとして当該センターと連携し、支援につなげた事例はないが、今後、状況に応じ、当該センターを含め関係機関と連携を図り、支援が必要な児童生徒一人一人に寄り添い、丁寧に対応してまいりたい。

コロナ禍における子育て支援について  
学校給食の無償化について

**【教育長答弁】**

学校給食費については、学校給食法及び同法施行令に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに学校給食の運営に要する経費のうち、人件費や施設整備、修繕費については設置

者が負担し、食材料費については保護者に負担いただいているところである。

本市においては、これまでから、学校給食費にかかる保護者負担の軽減を図るため、生活保護制度や本市就学援助制度に基づく補助を実施してきたところであり、全ての子どもたちが学校給食を喫食できるよう取り組んでいるところである。

「義務教育の無償」については、憲法第26条第2項において「義務教育は、これを無償とする」と規定されているが、義務教育の無償の範囲については、最高裁判所の判例において示されているように、教育提供に対する対価としての授業料を意味するものと解されており、憲法の規定を受けて、「教育基本法」及び「学校教育法」において、授業料を徴収しない旨を規定されているものと承知している。

また、京都府の見解として、「全ての市町村で一律に給食費の無償化を実施することは、就学援助費としての位置づけや財源負担の問題等を国において適正に判断するべきである。」と府議会の中で答弁されている。

本市において学校給食費を一律に無償化するためには、小中学校の給食費の年額に、本年5月1日現在の児童生徒数を掛け合わせた合計金額約2億2,400万円と多額の費用が必要となり、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し学校給食費を無償化したとしても、本年度に限った一時的な措置にとどまるものである。

学校給食費を一律に無償化することについては、多額の経費負担が必要であることに加え、生活保護制度や就学援助制度に基づく給食費の補助を実施していることから、本市においては、給食費の一律無償化は考えていない。

(杉谷 伸夫)

小中学校に関する諸課題について

不登校の児童・生徒に対する支援について

【教育長答弁】

欠席日数が90日以上の本市における児童生徒数については、令和3年度は小学生19名、中学生40名の計59名であった。

不登校児童生徒の支援については、文部科学省から令和元年10月に不登校児童生徒への支援の在り方についての通知が発出されており、同通知において、不登校児童生徒への支援の視点として、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとされている。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう本人の希望を尊重した上で、教育支援センターや不登校特例校、フリースクール等、様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行うこととされている。

本市における不登校児童生徒の支援については、臨床心理士等専門スタッフによる来所相談や電話相談の対応と、学校への巡回相談、ひまわり広場の開設、学校への心の相談サポーターの派遣を中心に

実施しているが、不登校児童生徒がフリースクールなどの民間施設を利用している実態も把握しており、フリースクール等民間施設が、不登校児童生徒にとって、安心して過ごせる貴重な居場所として、学校と相互に協力・補完することの意義は大きいと考えている。

次に、3つ目の、向日市及び乙訓地域にある、フリースクール、フリースペースなど不登校の子どもたちの支援施設についてだが、本市が把握しているものは1件である。

適応指導教室の利用についてだが、令和3年度については、登録者数は小学生8名、中学生14名の計22名で、1日の平均人数は4名から5名が通室していた。

年間90日以上欠席の児童生徒のうち、民間のフリースクール、フリースペース等の支援施設を利用しているのは、令和3年度は小学生2名、中学生1名の計3名であった。

民間の取組に対しての、本市の支援・連携についてだが、学校が、施設の活動内容を見学や聞き取りから把握するとともに、通所する児童生徒の活動状況について、民間施設から定期的に報告を受け、対象児童生徒の施設における学びの状況を共有するなど連携を図っている。

教育委員会としても、民間施設の見学や聞き取りから情報を収集するとともに、民間施設に通所している児童生徒について、担当の指導主事と民間施設の指導員による情報共有会議を行い、適切な支援について、ともに考えるなど連携を図っている。

フルタイムで専門職のスクールソーシャルワーカーを配置することについてだが、本市においては、本年度からスクールソーシャルワーカーを週2回配置しており、京都府教育委員会から、まなび・生活アドバイザーとして配置を受けている勝山中学校を除く、各小中学校を巡回し、校内ケース会議でのアセスメントとプランニングや他機関との連携の仕方についての助言、校内研修の講師など、専門性を存分に生かし、多岐にわたり活動しているところである。

社会福祉士の資格を有し、かつ学校現場に通じたスクールソーシャルワーカーの人材は、大変少なく、本年度の本市における非常勤の配置についても、適任者のご理解とご協力を得られたのは、極めて幸運なことである。

京都府教育委員会においても、スクールソーシャルワーカーの人材確保は難しいと聞いているところであり、制度的にフルタイムでの職として位置づけるなど、条件整備が整わない中では、フルタイムでの配置は難しいものと考えている。

最後に、8つ目、「適応指導教室」の名称についてだが、いわゆる「教育機会確保法」を踏まえ、文部科学省から発出された通知において、不登校児童生徒への支援の視点として、学校に登校するという結果のみを目標にするのではないと位置づけられたこともあり、来年度から、適応指導教室の名称を変更して参りたいと考えている。

また、教育支援センターについては1つの施設の中で運営するこ

とが望ましいと考えるが、本市の現状から極めて難しい状況にあり、将来的な検討課題であると考えている。

(再質問)

市内に一箇所あるというフリースクールは、放課後等デイサービスを運営する施設のことか。

熱意のある人は市内にもいると思うが、人材があればフルタイムのスクールソーシャルワーカー採用をされる意欲はあるのか。

(要望)

当事者からも、親の側からも、施設を運営する側からも、互いに情報の提供と支援が行政に対して求められているので、これからも検討いただきたい。

**小中学校に関する諸課題について**

就学援助制度の利用促進について

**【教育長答弁】**

放課後等デイサービスを運営する施設であるが、学校との連携が成り立ったうえで不登校児童生徒の居場所として支援している施設のため、事業主体としてどういう性格を持つかということとは別に、フリースクール等民間施設として捉えてお答えした。

スクールソーシャルワーカーは現在非常勤の方を採用しているが、多くの箇所を兼務される方が多く、フルタイムで来ていただくのは難しいと聞く。

社会福祉士の資格を持っていても学校現場に通じておられる方は少なく難しいが、そういう人材が得られる見通しが立つのであれば検討する。

**【部長答弁】**

本市においては、就学援助制度の実施にあたり、これまでから、児童生徒を通じて全保護者に制度のお知らせ文書を配布するとともに、広報むこうやホームページに制度の内容を掲載し、就学援助制度の周知に努めてきたところである。

就学援助制度の利用促進については、保護者によりわかりやすく制度の内容を理解いただけるよう、「経済的理由により就学が困難」である世帯の認定基準や、その認定基準を満たす世帯の総所得額についてのモデルケースを、来年1月から保護者に配布する就学援助制度についてのお知らせ文書やホームページで、お示しする予定で検討しているところである。

なお、モデルケースとなる世帯の総所得額については、世帯構成等によって違いがあることから、あくまで目安にさせていただく内容となるので、不明な点があれば、お気軽に教育委員会に相談いただけるよう、記載内容を工夫してまいります。

教育委員会としては、就学援助制度が真に必要となる方からの申請に繋がるよう、引き続き、保護者へ周知を図るとともに、よりわかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

小中学校の今後のプールのあり方について

小中学校施設においては、経年による老朽化の進行や機能低下が多く見られることから、財政負担の平準化とライフサイクルコストの縮減等を目的に、令和2年度に向日市小中学校個別計画を策定したところだが、小中学校プールについては、今後、設備を含めた大規模な改修を必要としていることから、別途、学校プールのあり方を検討することとしたところである。

現在、教育部内において、関係課長等7名で構成するプロジェクトチームを設置し、学校プールの大規模改修と学校外のプールの活用の両面から、調査研究を進めているところである。

全国の小中学校においては、改修・管理コストの費用負担が大きいため、老朽化した学校プールを廃止し、水泳授業を公営プールや民間のスイミングスクール等で行う動きも広がっていることから、既に民間のスイミングスクールでの授業を導入している他市の状況や、本市近隣の事業者の受け入れ状況等について調査を進めているところである。

学校外の室内プールを利用することで、水泳授業が天候に左右されず計画的に実施できること、学校プールの管理が不要となり、設置費や維持管理費が削減されるなどのメリットがある一方、利用に要する費用、移動手段、移動時の安全確保、移動時間による授業時数の確保などの課題も見えてきたところである。

今後については、小中学校全体のプールのあり方について、中長期的な視点をもって、総合的に検討する必要があると考えており、鋭意、調査研究を進めてまいる。

なお、学校プールのあり方の結論については、現在、調査研究を進めているところであり、具体的な検討段階には至っていないので、結論の予定については、現在のところ、お示しできる段階ではない。

(要望)

プールのあり方は根本的な問題。

結論を出す前に議会へ報告を。

(令和自民クラブ

永井 照人)

区事務所の役割について

学区制の区割りについて

【部長答弁】

学校教育法施行令第5条第2項において、市町村が設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合は、就学予定者が就学すべき学校を指定することとされている。

文部科学省の施設整備指針によると、通学区域について「児童生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい」「隣接校の学校規模及び通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい」「通学区域を設定する場合には、児童生徒の居住分布等を適正に考慮することが望ましい」などが示されている。

本市の通学区域については、高度経済成長期の児童数急増に伴い、

次々と学校が増設されたことにより、学校の設置場所や学校規模、通学路などから総合的に判断して設定・再編を行ってきたことから、大字界や自治会区域とは異なったものとなっている。

一方で、平成9年に発出された、「通学区域制度の弾力的運用」などにかかる当時の文部省の通知を踏まえ、平成14年度から、一つの小学校から二つの中学校への通学区域が設定されている地域において、いずれかの中学校を選択できる調整区域制度とともに、中学校における部活動選択制度を始めたところである。

加えて、平成16年度からは、児童生徒の希望や通学条件、人間関係、特別支援教育など、理由のいかんを問わず、希望する学校を選択できる、小中学校における希望校制度を実施して、制度の拡大を図ってきたところである。

希望校制度による学校の選択は、個々の状況に応じて行われるものだが、一方で、地域に根差した学校の維持という観点も考慮し、無制限に弾力化を許容するものではなく、当該年度の就学予定人数の1割程度、かつ施設・設備に支障を来さない人数という一定の制限を設けて運用をしてきたところである。

通学区域の弾力化制度が定着するにしたいが、その効果として、学校の選択が可能となったことにより、児童・生徒が一層主体的、意欲的に学校生活を送ることができるようになり、保護者も学校への関心を持っていただくなど、開かれた学校づくりや学校の活性化などに大きく寄与しているものと考えている。

このように、市立学校への就学については、基本的には通学区域の学校に就学することとしているが、通学区域の弾力化により、保護者や児童・生徒の希望によって、一定の人数は他の学校も自由に選択できることから、同じ自治会内であっても異なる学校へ通学することについて、ご意見があるかもしれないが、児童・生徒がより主体的、意欲的に学校生活を送ることができる制度として定着しており、教育的な観点からも意義のある制度であると認識している。

また、通学区域については、将来的に児童数が大きく減少する際には、再編が課題になるものと考えられますが、現時点では、施設の規模や通学路から、再編する状況ではないものと考えていることから、学区制の区割りについては、現時点においては、極めて難しいものと考えている。

(飛鳥井 佳子)

女性やこどもの視点に  
立った防災対策について

学校や地域でのジェン  
ダー教育について

【教育長答弁】

学校は、次代を担う子どもたちが男女共同参画を推進する意識を育む基盤となる重要な場であり、学校が担う取組の意義は大変大きいと考えている。

学習指導要領においても、男女が共同して社会に参画することや、男女が協力して家族を築くことの重要性について指導することとされており、本市においては、小中学校において人権教育の中に位置付けて取り組むほか、中学校では、さらに社会科の公民分野において、

女性の社会参画の現状と課題について、家庭科においては、互いに協力、協働し、家庭生活を営むことの大切さについて学習を進めているところである。

東京都や青森県の産婦人科医による性に関する指導について紹介があったが、本市においても、性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれることを目的に、小学校においては、学級活動を中心に、体の発育や発達、思春期の心の変化について知るとともに、生命の誕生を通して自分や友達の命の尊さを学んだり、性被害に合わないためにどうすべきかについて各学年の発達段階を踏まえ、学習を進めている。

また、中学校においては、保健体育科等で心身の発達や生命を生み出す体の成熟について正しく理解し、異性の尊重とともに、性被害も踏まえた犯罪被害の防止や性感染症とその予防について学習しているところである。

さらに、中学校では総合的な学習の時間において、京都府助産師会が行う啓発事業「助産師が行く！いのちの出前講座」を受講している学校もあり、生徒は、助産師から、仕事内容や様々ないのちと向き合う中で感じることなどを聞いたり、妊娠や出産に関する知識をDVDや胎児人形などを通して学んだりする中で、自分の命の大切さや他者への思いやりについて考える学習を行っている。

講座を受けた生徒からは「妊娠・出産の奇跡的な部分を知って、自分や周りに居る人はみんな大切な存在だと思った。」「人が生まれてくることはたくさんの奇跡の連続なので、自分を大切にしようと思った。」などの感想があったと報告を受けている。

教育委員会としては、性に関する指導やジェンダー平等の教育については、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重の考えを根底に行われるべきものであると考えている。

今後とも、人格の完成を目指す教育の一環として、各学校における教育活動全体を通して、ジェンダー平等に関する教育及び人権教育が推進されるよう努めてまいりたい。

（日本共産党議員団

山田 千枝子）

介護や医療等の社会保障について

小中学校の健康診断時の上半身脱衣について

【部長答弁】

学校教育法及び学校保健安全法に基づいた児童生徒の学校での健康診断については、学業やこれからの発育に差し支えの出るような疾病がないか等を見分けるためのスクリーニングを行いながら、健康状態を把握することなどを目的として実施しているところである。

学校における健康診断を実施するに当たっては、国において、令和3年3月26日付けで「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」の通知が発出されており、「児童生徒等のプライバシーの保護や男女差等への配慮」や「児童生徒等の心情も考慮して実施することが大切」とされている。

あわせて、適切、正確な診察や検査等を実施することが児童生徒等

の健康のために重要であることから、疾患を発見できず治療の機会を逸すること、ひいては学校生活に支障をきたすことがあってはならないとも示されているところである。

また、国の通知では、学校での健康診断を行う場合として、ついでにやカーテン等で、個別の診察スペースを確保することなどの、プライバシーの保護に配慮した環境づくりに努めるための工夫例が示されているところではあるが、その具体的な実施方法については、国において、統一した基準が示されているものではない。

脱衣を伴う学校における健康診断の実施については、症状の訴えに伴う一般的な診察とは異なり、アトピーの所見や甲状腺の異常、脊柱側弯症などの全身の異常を観察することも目的としていることから、本市の小中学校においては、乙訓医師会の定期健診時の服装についての申し合わせ事項により、健康診断を実施している。

申し合わせ事項の内容としては、「正確な健診のため、内科健診は原則上半身脱衣で行うこと」「児童生徒のプライバシー保護のため、会場設営や方法に配慮すること」とされており、現在も引き続き学校に求められているところである。

本市の学校での健康診断については、これまでから、国の通知等を参考に、児童生徒のプライバシー保護のため、パーテーションを活用して個別の診察スペースや待機スペースを確保し、養護教諭等が中心となり、健康診断の対象となる児童生徒の状況に応じて、胸部にタオル等を使用するなど、個々に応じた配慮を最大限に行いながら、実施しているところである。

今後においても、学校での健康診断の趣旨に鑑み、正確かつ適切な健康診断の実施が図れるよう、健康診断の目的等について保護者の理解を得ながら、他の自治体の状況もよく調査し、児童生徒のプライバシーの保護や心情を考慮した方法をさらに検討し、実施してまいりたい。

(再質問)

最近の子どもの成長は早く、また、医師が盗撮したとのマスコミ報道もある。保護者の意見をどのように聞くのか。保護者アンケートをするのか。

(要望)

十分に保護者の意見、現場の先生方の意見も聞いていただきたい。

【部長答弁】

学校検診は貴重な機会である。身体の異常を見逃さないため医師会の申し合わせがある。また、個別のスペースなど最大限プライバシー保護、心情に考慮している。

他市の状況もよく調べ、現場の意見も踏まえ考えていきたい。

保護者に対しては、保健たよりでお知らせする。アンケートは現時点で考えていない。

向日市議会令和4年第4回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日時 令和4年12月14日（水） 午前11時18分～11時42分
- 2 場所 向日市役所第1委員会室
- 3 委員 丹野委員長、石田副委員長、山田委員、永井委員、長尾委員、上田委員、杉谷委員、富安議長

議案第69号 令和4年度向日市一般会計補正予算（第7号） （所管分）	
委員	<p>○質疑</p> <p><b>【小中学校の光熱費について】</b></p> <p>光熱費について。全体各部署を合わせると6千数百万円のうち3分の2ぐらいが教育部の所管となっている。向日市の公共施設の半分が教育施設とはいえ、結構高いなと思っている。電気とガスの内訳を、できたら当初予算との比較で教えていただきたい。</p>
事務局	<p>今回の補正額、小学校費については2,867万1千円そのうち、電気が1,773万6千円、ガスは1,093万5千円となっている。また、中学校費についても補正額1,053万4千円のうち電気料金が約400万円、ガス料金は約650万円になる。学校給食管理費252万8千円のうち、電気料金が138万6千円、ガス料金が114万2千円となっている。</p>
委員	<p>電気代、ガス代それぞれ当初と比べてどのぐらいのアップなのか。わかれば教えてほしい。</p>
事務局	<p>今年の4月から11月まで支払った額と昨年の4月から11月までと比較すると中学校のガス料金は約260万円の差額となっている。使用量はほぼ変わらないが執行額が約260万円増加している。</p>
委員	<p>中学校はなぜガス代が高いのか。小学校も中学校もエアコンは同じガスだと思うが。</p>
事務局	<p>議員おっしゃるとおり、学校の教室はガスヒーポンを採用している。小学校の電気料金が試算だと昨年と比べて若干増えている。よって小学校の電気代の補正額が高額になっている。</p>
委員	<p>中学校のガス代が大きく増加したというよりも小学校の電気使用量が増えたということか。光熱費のアップが入札不調で、とおっしゃっていたが入札不調だったのは電気代のみでガスは従来通りの契約。説明としてはちょっと不十分なのは。エアコンがガスヒーポンだからだと思うが、ガス代というのはそんなに上がるのか。どういう仕組みか。</p>
事務局	<p>試算では電気料金は約1.6倍から1.8倍、ガス料金は約1.4倍、昨年と比較し</p>

	<p>て上がっていく見込みである。</p>
委員	<p>電力の関係で電気代がほとんどだと思っていた。中学校で260万円増えたのはガス器具が増えたということではなく、ガス代そのものが上がっているということか。</p>
事務局	<p>ガス料金については器具が増えたということではなく、使用量もほぼ変わらない。単価が上がってきているので260万円計上した。</p>
委員	<p>小学校給食の光熱水費も学校教育の中に入っているのか。</p>
事務局	<p>入っている。</p>
委員	<p>電気代が今後上がるとして、その対策としてたとえば設備であれば電気、照明をLEDにするとか考えられるが、学校のLED化はどの辺まで進んでいるのか。もうひとつ、一般家庭において光熱費水道費が上がってきたら、生活精一杯しているところだったら家族で何を始末しようとか議論になるが、小学校中学校の学校教育の中で、役所で採っているクールビズやウォームビズ等施策もあるが、このようなことに対し、今後指導をしていく考えはあるかお聞きしたい。</p>
事務局	<p>小中学校のLED化率は、職員室と体育館の照明器具のLED化しており、17%である。</p>
事務局	<p>光熱水費を下げるための学校教育での指導について、教科等の指導を変更してまで、教育の質を下げたり、量を他の地域と比べて減らすようなことは一切考えていない。光熱水費を減らすための指導については特に考えていない。</p>
委員	<p>ということは、教育をしていくうえで光熱費が上がってもしかたがない、今までと同じような環境で学校生活を送ってほしいという考えでよろしいか。</p>
事務局	<p>2年半コロナ対策をしてきて、ようやくコロナ前に近い教育を行えているのでその状況を維持したいと考えている。</p>
委員	<p>LED化に関連して。学校のLED化が17%とおっしゃたが、学童保育のLED化についてはどうなっているか。学校のLED化、学校の改修改築とあるが目標があるが学童保育も目標はあるのか。あと、光熱費に天文館が入っていないがなぜか。</p>
事務局	<p>留守家庭児童会では約50%のLED化率である。今後、修繕を行うごとにLED化する、もしくは市として一括で行うことがあればそこでLED化を行っていきたい。</p>

事務局	<p>予算にかかることではあるが、学校のLED化については、財源の確保を図ったうえで来年度以降行っていきたい。天文館については既決予算で対応できるため、今回は上げていない。</p>
委員	<p>学校の施設のLED化を今後やっていくことについて、施設の整備計画を出していて、その辺の関係とLED化、校舎を改築しなければならないところの改修を含めてLED化を考えているのか、ここは1年ぐらいで改築しなければならないからLED化を考えないのか。</p>
市長	<p>計画に示しているとおりの2向小とか建て替えを目指している学校については検討していくが、他は脱炭素に向けて来年度からLED化に取り組んでいきたい。</p>
委員	<p>私の考えはものすごく古いかもしれないが、私が中学生の頃、石炭がすごく不足した時があった。そのころは石炭ストーブで各学級に石炭がバケツ一杯配給されていた。3年生は受験があるから他の学年より多く使ってもよかった。これだけしかないのをどうやって使うか、生徒間で考えて節約に対して意識が高まるし、みんなの同意を得てやっていた。向日市として教育の中で、生徒の意見を尊重して市の予算がかかってくるからもう少し努力しようという考えを生徒から出してもらう。そういう指導はどうか。</p>
事務局	<p>今のお話は参考にさせていただきたい。現状すべてを伝えないと子どもたちは理解できない。当然環境教育の中で光熱水費の削減に向けた取組や、家庭でできることについてはこれまでからも指導している。現状を伝えることはできるが、具体的に何をするか、子供たちに考えさせる策があるかという先ほどの答えになってしまうという現状をお知りおきいただけるとありがたい。</p> <p>採決　－　挙手全員　－　可決</p>

## 令和5年向日市はたちの集いについて（報告）

令和4年12月23日  
生涯学習課

民法改正により本年4月から成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられましたが、本市では、これまでどおり20歳の方を対象に「はたちの集い」として次のとおり式典を開催しますので、報告します。

- 1 日 時：令和5年1月9日（月・祝）  
〔受付・開場〕午前9時30分～  
〔開会〕午前10時30分～午前11時10分  
※今年度は1部制で実施
- 2 会 場：永守重信市民会館
- 3 対 象 者：平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの市内在住者  
（令和4年12月1日現在）  
〔対象者〕男性 280人・女性 266人 合計 546人

開催年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
参加(男)	205	192	202	198	211
参加(女)	196	177	208	181	220
総数	401	369	410	379	431
参加率	71.5%	67.8%	73.7%	69.0%	77.1%

## 4 内 容

## 【第1部】式典（20分）

開会宣言  
市長式辞  
祝電披露  
誓いの言葉

## 【第2部】アトラクション（20分）

思い出のスライドショー（ビデオレター含む）

## 【閉式】

## 5 そ の 他

感染症対策として主催者・式典対象者以外の入場制限を行い、来賓のご臨席については、ご遠慮いただくこととし、参加者がより多くの友人と同じ式典会場で再会できるよう従来どおりの1部制で実施することとしました。

## 向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱の改正について

令和4年12月23日  
生涯学習課

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定に伴い、医療的ケアを必要とする児童も事業の対象とするため、向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱の一部改正を行いますので報告します。

施行日 令和5年1月1日

### 【改正内容】向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱（一部抜粋）

（対象児童の制限）

第5条 前条の規定に該当する児童であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、事業の対象 としないものとする。

- (1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止中の児童
- (2) 集団生活又は心身が虚弱なため事業に堪えないと認められる児童
- (3) 医療行為を必要とする児童⇒**削除**
- (4) 保育を行うに当たり支障があると教育委員会が認める場合

### 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

令和3年法律第81号  
令和3年6月18日公布  
令和3年9月18日施行

#### ○保育所の設置者等の責務（6条2項関係）

放課後児童健全育成事業を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

#### ○保育を行う体制の拡充等（9条3項関係）

放課後児童健全育成事業を行う者は、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

今回の一部改正では、同時に第4条第1項第3号について文言の改正を行います。

### 改正前の向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱（一部抜粋）

（対象児童）

第4条 この事業の対象となる児童は、向日市内に在住する小学校に就学している児童（以下「児童」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 児童の両親が、昼間家庭の外で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが常であるため、その児童の保育が困難であり、かつ、同居の親族その他の者が児童の保育に当たることができない場合
- (2) 両親のいずれかが死亡、行方不明その他の理由により、欠けている家庭であつて、かつ、同居の親族その他の者が児童の保育に当たることができない場合
- (3) 母親の病気入院、出産又は家族の看護のため、児童の保育をすることができず、かつ、同居の親族その他の者が児童の保育に当たることができない場合
- (4) その他教育委員会が必要と認めた場合

### 改正後の向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱（一部抜粋）

（対象児童）

第4条 この事業の対象となる児童は、向日市内に在住する小学校に就学している児童（以下「児童」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) (2) 略
- (3) 両親のいずれかが病気入院、通院若しくは家族の介護、看護又は母親の出産のため、児童の保育をすることができず、かつ、同居の親族その他の者が児童の保育に当たることができない場合
- (4) 略

向日市教育150年記念学校展関連事業の実施結果について（報告）

令和4年12月23日  
文化資料館

以下のとおり実施しましたので、報告します。

1 日曜談話会

日時：11月27日（日）午後2時～3時30分

会場：文化資料館2階研修室

テーマ：夜学場と実業補習学校

参加者数：17人

2 記念講演会

日時：12月11日（日）午後2時～3時30分

会場：文化資料館2階研修室

テーマ：昭和9年の室戸台風と京都市内・乙訓地域の学校の被害について

講師：植村善博氏（佛教大学名誉教授）

参加者数：24人

3 校歌を唄おう♪コンサート

日時：12月18日（日）午後2時～4時

会場：文化資料館2階研修室

※市民有志ボランティアにより運営

参加者数：38人（出演者・スタッフ14人、一般来聴者24人）

※令和4年度特別展「向日市教育150年記念学校展－教育のあゆみと学校－」

期間：令和5年11月5日（土）～12月18日（日）（開館日数 37日）

期間中来館者数：1,324人

以 上

第 21 回小中学生読書感想文コンクールについて（報告）

令和 4 年 12 月 23 日

図 書 館

**1 作品応募数** 168 作品（小学生 117 作品、中学生 51 作品）

**2 入賞**

市長賞			
教育長賞	各 4 作品	入選	18 作品
図書館長賞			

※ 「入賞作品と入賞者一覧」（別添）

※ 入賞作品は、読書感想文コンクール入賞作品集「心に残った 1 冊の本」として 2 月に発行予定

※ 応募者全員に図書館で作成した「読書手帖」、入賞者に図書館オリジナルブックカバー 2 種を配布

**3 表彰式**

日時：令和 4 年 12 月 24 日（土）午前 10 時～午前 11 時

場所：文化資料館 研修室

**開催趣旨**

- ・児童生徒が本に親しむ機会をつくり、読書の楽しさ、すばらしさに気づかせ、読書の習慣化を図る。
- ・感じたことを文章に表現することをとおして、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする。
- ・児童生徒の作品を発表する機会をつくる。
- ・市立図書館、学校図書館の利用促進を図る。

**応募資格**

向日市内に居住又は通学する小学生・中学生

**募集期間**

令和 4 年 9 月 4 日（日）～ 25 日（日）

## 第21回小中学生読書感想文コンクール 入賞作品と入賞者一覧

入賞名	タイトル	氏名	学校名	学年
市長賞	かたちのおふれるせかい	野田 理央 さん	洛南高等学校附属小学校	1年
	私のためいき	市橋 紀乃 さん	洛南高等学校附属小学校	3年
	「りんごの木を植えて」を読んで	船倉 悠生 さん	第4向陽小学校	5年
	「西の魔女が死んだ」を読んで	毛利 千草 さん	勝山中学校	2年
教育長賞	がっこうだってどきどきしてるをよんで	三品 希花 さん	第4向陽小学校	1年
	全ての生き物を未来へ	井上 晴渡 さん	洛南高等学校附属小学校	3年
	『命、ロシア語では「ジーズン」』	枚田 知樹 さん	洛南高等学校附属小学校	6年
	恵まれた時代	河内 結奈 さん	西ノ岡中学校	1年
図書館長賞	ばあばの「ワァーイ」	杉本 紗友里 さん	洛南高等学校附属小学校	1年
	未来のためにできること	森 絢華 さん	第4向陽小学校	4年
	未来のためにできること	鱒淵 華怜 さん	洛南高等学校附属小学校	5年
	日本とトルコの絆の物語	坂梨 百那 さん	寺戸中学校	2年
入選	しっばいにかんぱい	大上 颯太 さん	第3向陽小学校	1年
	ぼくの大すきなちやまにえがおをとどける	中井 樹 さん	洛南高等学校附属小学校	1年
	「好きなこと」を見つけよう	前田 玄輝 さん	洛南高等学校附属小学校	2年
	「すうがくでせかいをみるの・・・？」	柳田 結翔 さん	洛南高等学校附属小学校	2年
	ためいきの役わり	清水 愛生 さん	向陽小学校	3年
	カラスにも言い分がある	岡本 千世 さん	第3向陽小学校	4年
	「未来に希望を持つこと」	岡本 葉 さん	第4向陽小学校	4年
	私のため息小僧	林 凜音 さん	洛南高等学校附属小学校	4年
	ロビンソンに教えてもらった強さ	塩塚 滯南 さん	第2向陽小学校	5年
	ヘレン・ケラーを読んで	ウエス 愛渚 さん	第4向陽小学校	5年
	ぼくの弱虫をなおすにはを読んで	小林 由奈 さん	第4向陽小学校	5年
	心の中のりんごの木	横山 莉子 さん	洛南高等学校附属小学校	5年
	忘れない	原 くるみ さん	西ノ岡中学校	1年
	勇気を持って行動を	下野 歓士 さん	寺戸中学校	1年
	ありのままの自分	新宮 凜音 さん	寺戸中学校	1年
	自分らしく	原田 六花 さん	寺戸中学校	2年
カラフルな世界	岡本 美歩 さん	勝山中学校	3年	
「アド・バード」を読んで	黒澤 柚月 さん	勝山中学校	3年	

## 第11回 子ども読書本のしおりコンテスト

令和4年12月23日  
学校教育課指導係

以下のとおり報告します。

1 主催 京都府教育委員会・京都府図書館等連絡協議会

2 開催趣旨

子どもが積極的に読書を行おうとする意欲を高めるとともに、子どもの読書活動についての関心と理解を府民の間に広める。

子どもが、読書に親しみ、特に感銘を受けた本や印象に残った場面をしおりに表現することで、想像力や表現力を高め、生涯にわたって読書に親しむ習慣を身に付けることを目指す。

3 上位入賞者

優秀賞（2/20名）

第2向陽小学校 6年 小村 奏翔（こむら かなと）さん

第2向陽小学校 3年 野々口 叶磨

（ののぐち きょうま）さん

4 入賞作品巡回展

令和4年12月17日～令和4年12月25日（向日市立図書館）



小村 奏翔 『タロとジロ 南極で生きぬいた犬』



野々口 叶磨 『うまれたよ！ザリガニ』

5 その他

・入賞者 佳作（13/100名）

第2向陽小学校 13名

（6年2名、5年5名、4年2名、3年1名、2年3名）

## 第44回「少年の主張」京都府大会結果について

令和4年12月23日  
学校教育課指導係

以下のとおり報告します。

### 1 主催 公益社団法人京都府青少年育成協会

### 2 開催趣旨

次代を担う子どもたちには、社会的に自立していける、健やかな成長が求められており、広い視野と柔軟な発想や創造性などと共に、物事を論理的に考える力や、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などが大切であり、子どもたちにとって、これらの契機となることを目的とする。

### 3 上位入賞者

京都府PTA協議会会長賞

勝山中学校 3年 武田 ことは（たけだ ことは）さん

テーマ：私の宝物

京都府青少年育成協会会長奨励賞

西ノ岡中学校 3年 石田 陽香（いしだ ようか）さん

テーマ：広がれ！笑顔の輪

西ノ岡中学校 3年 北畑 葵（きたはた あおい）さん

テーマ：努力の意義

### 4 その他

- ・令和4年9月23日(金・祝)本願寺聞法会館「多目的ホール」にて上位入賞者17名が主張を発表しました。
- ・入賞者 佳作(5/33名)

勝山中学校3名、西ノ岡中学校1名、寺戸中学校1名

## 令和4年度全国中学生人権作文コンテスト京都大会

令和4年12月23日  
学校教育課指導係

以下のとおり報告します。

1 主催 法務省 全国人権擁護委員連合会

2 開催趣旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

3 上位入賞者

KBS京都賞（1/2名）

勝山中学校 2年 小早川 愛梨（こばやかわ あいり）さん

題名：言葉の選び方

4 その他

- ・12月8日京都新聞朝刊に、入賞者及び優秀賞作文（内3編）が掲載
- ・法務局発行予定の優秀作文集「京都人権第39集」に入賞者及び優秀作文（全16編）が掲載

## 令和4年度人権擁護啓発ポスターコンクール

令和4年12月23日  
学校教育課指導係

以下のとおり報告します。

1 主 催 京都人権啓発推進会議

2 開催趣旨

人権をテーマにしたポスター（絵画）の制作を通じて基本的人権に関する一層の理解を深め、人権尊重の精神を養う機会とする。

3 上位入賞者

優秀賞（1/33名）

第2向陽小学校 5年 瀧尻 純平（たきじり じゅんぺい）さん

4 その他

・令和4年11月26日（土）京都ヒューマンフェスタ 2022 京都ガーデンパレスにて入賞作品（優秀賞・佳作）が展示されました。

・入賞者 佳作（8/55名）

第2向陽小学校（5年2名） 第3向陽小学校（2年1名）

第4向陽小学校（2年1名） 第5向陽小学校（1年2名）

寺戸中学校（2年2名）

## 向日市市制施行50周年・向日市教育150年記念事業 絵画コンクール

令和4年12月23日  
教育部学校教育課

### 1 事業の概要

令和4年10月に向日市市制施行50周年・同年11月に向日市教育150年を迎えるにあたり、記念事業の一環として、市立小中学校に在学する児童生徒及び市内在住の小中学生を対象に、「向日市の好きなどころ」をテーマとした絵画コンクールを実施し、383点の作品が寄せられました。

### 2 受賞の状況

#### 市長賞

小学生の部	第5向陽小学校	1年	卯野	三緒梨さん
中学生の部	勝山中学校	1年	仲本	昊生さん

#### 教育長賞

小学生の部	第4向陽小学校	4年	岡本	栞さん
中学生の部	勝山中学校	1年	坂下	郁さん

#### 優秀賞（6点）

小学生の部	第4向陽小学校	3年	寺本	明愛さん
	第6向陽小学校	3年	松井	美緒さん
	京都府立龔学校小学部	4年	卯野	竜興さん
中学生の部	勝山中学校	1年	村上	英怜奈さん
	寺戸中学校	1年	坂中	日菜子さん
	寺戸中学校	1年	谷口	雄太郎さん

#### 入選（15点）

### 3 その他

令和4年12月27日（火）午後3時から向日市役所本館4階応接室にて表彰式を執り行います。

また、入選以上の作品（計25点）については、「国登録有形文化財 旧上田家住宅」にて令和5年2月21日（火）～令和5年3月5日（日）の期間、展示します。

受賞作品

●小学生の部

市長賞



第5 向陽小学校 1年 卯野 三緒梨さん

教育長賞



第4 向陽小学校 4年 岡本 栞さん

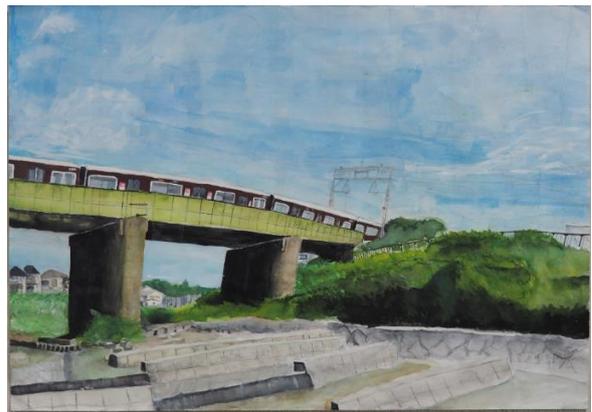
●中学生の部

市長賞



勝山中学校 1年 仲本 昊生さん

教育長賞



勝山中学校 1年 坂下 郁さん

## 令和5年度 通学区域の弾力化制度実施結果について（報告）

令和4年12月23日  
教育部学校教育課

### 1 制度の概要

#### （1）調整区域制度（平成14年度入学者から実施）

同じ小学校区の中で、二つの中学校区に分かれている場合、どちらの中学校でも選択可能とする。

#### （2）部活動制度（平成14年度入学者から実施）

向日市立中学校3校のうち1校にしか設置していない部で、教育委員会が指定する部への入部を前提に、学校の選択を可能とする。

学校名	部活動名
勝山中学校	体操部
西ノ岡中学校	水泳部
寺戸中学校	バドミントン部、吹奏楽・マーチングバンド部

#### （3）希望校制度（平成16年度入学者から実施）

市内のどこからでも、理由の如何にかかわらず、保護者や児童生徒の希望により、入学したい学校の選択を可能とする。

ただし、第4向陽小学校を希望校する取扱い（同校に兄弟が在学している場合の優先的な扱いを除く。）については、令和5年度就学から当分の間、停止とする。

また、希望校制度での受入れ人数の上限は、各校の就学予定者数の1割程度を上限とし、かつ施設・設備に支障をきたさない人数とする。希望者が多い場合は抽選。

### 2 申請の状況

申請期間：令和4年11月21日（月）～12月2日（金）

取下期間：令和4年11月21日（月）～12月13日（火）

届出児童生徒数

※人数はいずれも届け出数、（ ）内は取下数

区分	制度	R5就学	R4就学	R3就学
小学校	希望校	56	49	67(4)
中学校	調整区域	18	10	17
	部活動	6	15	9
	希望校	20	23	24
合計		100	97	117(4)

令和5年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について

令和4年12月23日  
学 校 教 育 課  
生 涯 学 習 課

以下のとおり改訂の方針（案）を報告します。

1 方針

第3期教育振興基本計画（平成30年6月）を参酌するとともに、第2期京都府教育振興プラン等を踏まえ、令和5年度に取り組むべき方向性を検討し、「令和5年度向日市の教育（指導の重点）」を策定する。

※策定に当たり、本市の事業計画である「第2次ふるさと向日市創生計画」及び「向日市教育大綱」を踏まえる。

2 スケジュール

(1) 第1回教育委員会

- ・学校、社会教育委員、関係各課からの意見も踏まえ、市として重点的に取り組みたい事項等について追加・修正した「令和5年度向日市の教育（指導の重点）」（案）を提案（審議）

(2) 第2回教育委員会

- ・第1回教育委員会で審議いただいた内容を踏まえ、修正案を提案（審議）

(3) 第3回教育委員会

- ・最終案を提案

(4) 3月下旬に各学校及び関係機関に配付

※参考

- ① 第3期教育振興基本計画（平成30年6月）
- ② 学習指導要領（令和2年度小学校、令和3年度中学校全面实施）
- ③ 第2期京都府教育振興プラン（令和3年3月）
- ④ 第2次ふるさと向日市創生計画（令和2年3月）

令和5年度向日市の教育（指導の重点）の作成について

【改訂スケジュール】

